

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号</p>	

現 行	改 正 後	備 考																																						
<p>に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円</u>を、<u>第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>↓</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="204 1039 719 1630"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,900円</u></td> <td><u>13,700円</u></td> <td><u>14,500円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>11,300円</u></td> <td><u>12,100円</u></td> <td><u>12,900円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td><u>9,700円</u></td> <td><u>10,500円</u></td> <td><u>11,300円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 (略) 2 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>	<p>に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>↓</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="774 1039 1289 1630"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>13,340円</u></td> <td><u>14,170円</u></td> <td><u>15,000円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>11,670円</u></td> <td><u>12,500円</u></td> <td><u>13,340円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td><u>10,000円</u></td> <td><u>10,840円</u></td> <td><u>11,670円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 (略) 2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第5条第2項及び第</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>	部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>	<p>削る</p>
階級		勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																					
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>																																					
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>																																					
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>																																					
階級	勤務年数																																							
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																					
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>																																					
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>																																					
部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>																																					

現 行	改 正 後	備 考
	<p>3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。</p>	